

別紙

平成13年3月29日付課消4-11ほか1課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」(事務運営指針)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後	改正前
<p><b>第2 過少申告加算税の取扱い</b> <u>(通則法第65条第1項又は第6項の更正予知)</u></p> <p><u>1 通則法第65条第1項又は第6項《過少申告加算税を課さない場合》の規定を適用する場合において、その納税者に対する臨場調査、その納税者の取引先に対する反面調査又はその納税者の申告書の内容を検討した上で、非違事項の指摘等により、当該納税者が調査のあったことを了知したと認められた後に修正申告書が提出された場合の当該修正申告書の提出は、原則として、これらの規定に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</u></p> <p><u>(注) 臨場のための日時連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しない。</u></p> <p><u>(通則法第65条第5項第1号の正当な理由があると認められる事実)</u></p> <p><u>2 通則法第65条の規定の適用に当たり、例えば、税法の解釈に関し、申告書提出後新たに法令解釈が明確化されたため、その法令解釈と納税者の解釈とが異なることとなった場合において、その納税者の解釈について相当の理由があると認められる、といった納税者の責めに帰すべき事由のない事実は、同条第5項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><b>第2 過少申告加算税の取扱い</b> (新設)</p> <p><u>(過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実)</u></p> <p><u>1 通則法第65条の規定の適用に当たり、例えば、税法の解釈に関し、通則法第2条第6号に規定する納税申告書(以下「申告書」という。)提出後新たに法令解釈が明確化されたため、その法令解釈と納税者の解釈とが異なることとなった場合において、その納税者の解釈について相当の理由があると認められる、といった納税者の責めに帰すべき事由のない事実は、<u>通則法第65条第4項第1号</u>に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</u></p> <p><u>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(累積増差税額に含まれない税額)</p> <p>3 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(<u>通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項</u>)</p> <p>4 通則法第65条第6項に規定する調査通知(以下「調査通知」という。)を行う場合の同項の規定の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第65条第6項の規定は、納税義務者(通則法第74条の9第5項の規定する場合に該当するときは、納税義務者又は同項に規定する税務代理人)に対して調査通知を行った時点から、適用されない。</p> <p>(注)1 この場合の税務代理人とは、調査通知を行う前に提出された国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)第11条の4第1項に規定する税務代理権限証書(同項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載があるものに限る。)に係る税務代理人(以下「同意のある税務代</p>	<p>2 <u>通則法第65条第1項又は第5項《過少申告加算税を課さない場合》の規定を適用する場合において、その納税者に対する臨場調査、その納税者の取引先に対する反面調査又はその納税者の申告書の内容を検討した上での非違事項の指摘等により、当該納税者が調査のあったことを予知したと認められた後に通則法第19条の規定による修正申告書(以下「修正申告書」という。)が提出された場合の当該修正申告書の提出は、原則として、これらの規定に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</u></p> <p>(注) <u>臨場のための日時連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しない。</u></p> <p>(累積増差税額に含まれない税額)</p> <p>3 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第5項の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(<u>調査通知に関する留意事項</u>)</p> <p>4 通則法第65条第5項に規定する調査通知(以下「調査通知」という。)を行う場合の同項の規定の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第65条第5項の規定は、納税義務者(通則法第74条の9第5項の規定する場合に該当するときは、納税義務者又は同項に規定する税務代理人)に対して調査通知を行った時点から、適用されない。</p> <p>(注)1 この場合の税務代理人とは、調査通知を行う前に提出された国税通則法施行規則第11条の3第1項に規定する税務代理権限証書(同項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載があるものに限る。)に係る税務代理人(以下「同意のある税務代理人」という。)をいう。</p>

改正後	改正前
<p>理人」という。)をいう。</p> <p>2 同意のある当該税務代理人が数人ある場合には、いずれかの税務代理人（通則法第74条の9第6項に規定する代表する税務代理人を定めた場合は当該代表する税務代理人）に対して調査通知を行った時点から、通則法第65条第6項の規定は適用されない。</p> <p>(2) 調査通知を行った場合において、調査通知後に修正申告書が提出されたときは、当該調査通知に係る調査について、実地の調査が行われたかどうかにかかわらず、通則法第65条第6項の規定の適用はない。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>2 同意のある当該税務代理人が数人ある場合には、いずれかの税務代理人（通則法第74条の9第6項に規定する代表する税務代理人を定めた場合は当該代表する税務代理人）に対して調査通知を行った時点から、通則法第65条第5項の規定は適用されない。</p> <p>(2) 調査通知を行った場合において、調査通知後に修正申告書が提出されたときは、当該調査通知に係る調査について、実地の調査が行われたかどうかにかかわらず、通則法第65条第5項の規定の適用はない。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><b>第3 無申告加算税の取扱い</b>  <b>(<u>通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実</u>)</b></p> <p>1 通則法第66条の規定を適用する場合において、災害、交通・通信の途絶その他期限内に申告書を提出しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められるときは、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるものとして取り扱う。</p> <p><b>(<u>通則法第66条第1項、第3項、第6項、第8項又は第9項の更正等予知</u>)</b></p> <p>2 第2の1《<u>通則法第65条第1項又は第6項の更正予知</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第1項、第3項、第6項、第8項又は第9項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p>	<p><b>第3 無申告加算税の取扱い</b>  <b>(<u>期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる事実</u>)</b></p> <p>1 通則法第66条の規定を適用する場合において、災害、交通・通信の途絶その他期限内に申告書を提出しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められる場合は、<u>通則法第17条第2項《期限内申告》に規定する期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるものとして取り扱う。</u></p> <p><b>(<u>期限後申告書等の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合</u>)</b></p> <p>2 第2の2《<u>修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第1項又は第6項の規定を適用する場合において、通則法第18条《期限後申告》の規定による期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(通則法第66条第3項の納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等)</u></p> <p>3 <u>通則法第66条第1項の規定に該当する場合において、第2の2《通則法第65条第5項第1号の正当な理由があると認められる事実》に掲げるような事実があると認められるときは、同条第3項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうち(……)納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」は、通則法第66条第2項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第3項の「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」に含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(期限後申告書の提出又は決定があった場合における通則法第66条第3項の規定の適用に関する留意事項)</u></p> <p>4 <u>通則法第66条第1項第1号に該当する場合には、期限後申告又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)は存在しないのであるから、その場合には、同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第3項の「申告、更正又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(通則法第66条第3項の規定による無申告加算税額の計算)</u></p> <p>5 <u>通則法第66条第3項各号に掲げる税額は、通則法第118条第3項の「その計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、通則法第66条第3</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれの税額に1万円未満の端数があるとき又はこれらの税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算することに留意する。</u></p> <p>(累積納付税額に含まれない税額)</p> <p><u>6</u> 通則法第66条第4項に規定する累積納付税額には、同条第8項の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p><u>(通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>7</u> 通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p><u>(1) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、無申告加算税等(通則法第66条第6項第1号に規定する無申告加算税等をいう。以下7において同じ。)を課されたことがある場合に該当せず、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等(通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下7において同じ。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p><u>(2) 被合併法人の各課税期間(通則法第2条第9号に規定する課税期間をいう。以下同じ。)のたばこ税等及び酒税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、</u></p>	<p>(累積納付税額に含まれない税額)</p> <p><u>3</u> 通則法第66条第3項に規定する累積納付税額には、同条第6項の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各課税期間のたばこ税等及び酒税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</u></p> <p><u>(3) たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税又は酒税について、通則法第66条第6項第2号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間が1年未満のものがある場合には、当該前年中に課税期間が開始したこれらの国税のうちのいずれか、及び当該前々年中に課税期間が開始したこれらの国税のうちのいずれかについて、税目の異なるごとに特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</u></p> <p><u>(注) 当該前年中及び当該前々年中に各課税期間の開始したこれらの国税について、税目の異なるごとにその全ての課税期間において、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</u></p> <p><u>(通則法第66条第8項の調査通知に関する留意事項)</u></p>	<p>(調査通知に関する留意事項)</p>

改正後	改正前
<p><b>8</b> 第2の4 <u>《通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項》</u>の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第8項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p><b>9</b> 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第9項の規定の適用があった場合において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告書又は更正により納付すべき税額については、通則法第65条第1項の規定により無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、<u>第2の2</u>に定める事実とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><b>4</b> 第2の4の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第6項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p><b>5</b> 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第7項の規定の適用があった場合において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告書又は更正により納付すべき税額については、通則法第65条第1項の規定により無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第5項において準用する通則法第65条第4項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、<u>第2の1</u>に定める事実とする。</p> <p>(3) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第4項に規定する「無申告加算税(……)又は重加算税(……)を課されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(4) <u>通則法第66条第4項の規定の適用上、被合併法人の各課税期間(通則法第2条第9号《定義》に規定する課税期間をいう。以下同じ。)のたばこ税等及び酒税について課された同項に規定する無申告加算税等(以下(4)において「無申告加算税等」という。)は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 不納付加算税の取扱い  <u>(通則法第67条第 1 項の正当な理由があると認められる場合)</u></p> <p>1 (省略)</p> <p><u>(通則法第67条第 2 項の告知予知)</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第 5 重加算税の取扱い</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><u>(通則法第68条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p>4 <u>第 3 の 7 《通則法第66条第 6 項の規定の適用に当たっての留意事項》</u>  の取扱いは、通則法第68条第 4 項の適用について準用する。</p>	<p><u>われた場合には、分割承継法人は無申告加算税等を課されたこと  には該当しない。</u></p> <p>第 4 不納付加算税の取扱い  <u>(法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認め  られる場合)</u></p> <p>1 (同左)</p> <p><u>(納税の告知があるべきことを予知してされたものである場合)</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>第 5 重加算税の取扱い</p> <p>1～3 (同左)</p> <p><u>(短期間に繰り返して仮装・隠蔽が行われた場合の加重措置の留意事項)</u></p> <p>4 <u>第 3 の 5 《無申告加算税を課す場合の留意事項》中の (3) 及び (4)  の取扱いについては、通則法第68条第 4 項の適用に当たり、同項に規定  する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」につ  いて準用する。</u></p>